

## 勤務先が【日本生命】の場合

●被保険者の氏名変更 ⇒ 職員カードの修正及び承認入力完了により健保へ自動連携されるため、書類の提出は不要です。

(ただし、フリガナに変更がない場合・漢字のみ変更の場合、資格確認書は発送されません。

所属総務担当者へ申し出のうえ、「被保険者健康保険氏名変更届(漢字用)」を厚生Gへ提出してください。)

【対応方法について】

保有している 保険診療の証	回収する証	氏名変更後の 保険診療の証	反映・発送タイミング
健康保険証と マイナ保険証	健康保険証 ※1	マイナ保険証	※2
健康保険証	健康保険証 ※1	資格確認書 (自動発行)	※3
マイナ保険証	—	マイナ保険証	※2
資格確認書	[氏名変更前]の 資格確認書	資格確認書 (自動発行)	※3

※1 [マイナポータル]アプリにて反映確認後、または氏名変更後の「資格確認書」が到着後、

「保険証添付届」に添付し、健保組合宛返却してください(2025年12月1日までの取扱い)

※2 [マイナポータル]アプリ>健康保険証>資格情報 に変更後の氏名が反映される。(変更タイミングはコチラを参照)

※3 「資格確認書」の発送タイミングはコチラを参照

●被扶養者の氏名変更 ⇒ 以下の表を参照してください。

※被保険者氏名を変更した場合で、被扶養者(資格確認書保有者のみ)に変更がない場合「資格確認書再交付申請書」をご提出ください。

(発行理由は「その他」、念書記入および振込手数料は不要)

【対応方法について】

保有している 保険診療の証	回収する証	提出書類	氏名変更後の 保険診療の証	反映・発送タイミング
健康保険証と マイナ保険証	健康保険証 ※1	・[「被扶養者」健康保険氏名変更届(漢字用)]	マイナ保険証	※4
健康保険証	健康保険証 ※1	・[「被扶養者」健康保険氏名変更届(漢字用)] ・[「資格確認書再交付申請書」] (発行理由は「その他」、念書記入および振込手数料は 不要)	資格確認書	※5
マイナ保険証	—	・[「被扶養者」健康保険氏名変更届(漢字用)]	マイナ保険証	※4
資格確認書	[氏名変更前]の 資格確認書	・[「被扶養者」健康保険氏名変更届(漢字用)]	資格確認書 (自動発行)	※5

※1 [マイナポータル]アプリにて反映確認後、または氏名変更後の「資格確認書」が到着後、

「保険証添付届」に添付し、健保組合宛返却してください(2025年12月1日までの取扱い)

※4 [マイナポータル]アプリ>健康保険証>資格情報 に変更後の氏名が反映される。(変更タイミングはコチラを参照)

※5 「資格確認書」の発送タイミングはコチラを参照